

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告の受付が始まります

所得税などの確定申告

〒八戸税務署 43-0141 電話 031-8611 江陽二丁目9-45



確定申告に関する情報は、国税庁HPをご覧ください。

確定申告と納税の期限

所得税および復興特別所得税・贈与税 → 3月15日(水)まで

消費税および地方消費税 → 3月31日(金)まで

確定申告書作成会場のご案内

八戸ショッピングセンターラピア 2階 ラピアホール(江陽二丁目)

2月16日(土)～3月15日(水) 9時～16時 ※土・日・祝日を除く

※申告書作成会場では、ご自宅からと同様に原則ご自身のスマートフォンにより、ご自分で申告書などを作成していただきます。

※申告書作成会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

自宅で確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、税額などが自動で計算され、スマートフォンやパソコンで申告書の作成やe-Tax(イータックス)による送信(提出)ができます。自宅などから申告手続きができますので、ぜひご利用ください。

e-Taxによる申告のメリット

- ① 税務署や確定申告作成会場へ行くずに自宅から申告。
- ② 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。
- ③ 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。
- ④ 確定申告期間中は、メンテナンス時間を除き24時間利用可能。

スマートフォンで確定申告

④ 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。(書面により申告書を提出した場合は、6週間程度です。)

スマートフォンを使用してe-Taxにより確定申告をする場合、マイナンバーカード方式とID・パスワード方式の2通りの方法があります。

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカードが読み取り可能なスマートフォンを使用して申告する方法です。マイナンバーカードを読み取る際、マイナンバーアプリを使用します。あらかじめアプリのインストールが必要です。また、送信の際にマイナンバーカードの2種類のパスワード(①署名用②利用者証明用)を入力しますので、事前に確認しておく必要があります。

○ID・パスワード方式

ID・パスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望する場合は、申告する本人の本人確認書類(顔写

真付き)をお持ちの上、税務署にお越しください。なお、平成30年1月以降、税務署や確定申告作成会場で確定申告をした人は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な措置となりますので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※令和5年1月以降、令和4年分確定申告から、青色申告決算書・収支内訳書などの作成がスマートフォンで可能となります。

公的年金を受給している人へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。市民税・県民税の申告は、住民税課へお問い合わせください。なお、各種控除を受けるなどの理由により源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合は、税金の還付を受けるための申告を行うことができます。

市民税・県民税の申告

〒431-9232 岡田市民税課

「市民税・県民税の申告」とは、所得税がかからない人が市へ行う申告をいいます。
国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額の基礎になるため、収入がない人でも申告が必要な場合があります。

市民税・県民税申告会場のご案内

申告会場が例年と異なるので
ご注意ください。

2月1日(水)～3月15日(水) 9時～15時30分 ※土・日・祝日を除く

申告会場が変わります → **八戸市商工会館 3階 会議室1**

※税務署からお知らせはがきや申告書が送付された人で、申告相談が必要な人は、「八戸ショッピングセンターラピア」での受け付けとなります。
※できるだけ公共交通機関をご利用ください。

新型コロナウイルス感
染症拡大防止のため、
郵送による申告にご協
力ください。



申告が必要な人は？

- ① 給与の支払者から給与支払報告書
が市に提出されていない人
 - ② 営業・不動産・農業などの収入があ
り、所得税の納付・還付がない人
 - ③ 前年中収入がなく、税金上、同世
帯の人の扶養になっていない人
 - ④ 前年中の収入が非課税所得(遺族
年金・障害年金・雇用保険など)のみ
の人
 - ⑤ 令和5年1月1日現在、八戸市に
住所はないが、市内に家屋敷があ
る人
- ※公的年金などの収入金額が年額
400万円以下で、かつ公的年金など
に係る雑所得以外の所得金額が年
額20万円以下の人は、確定申告を
する必要はありませんが、市民税・
県民税の申告が必要です。

申告が必要ない人は？

- ① 税務署に確定申告をする(した)人
- ② 令和4年中の収入が給与のみで、
勤務先から給与支払報告書が市に
提出されている人

※給与支払報告書に記載されていな
い医療費控除や扶養控除など各種
控除を受ける場合は申告が必要で
す。

③ 令和4年中の収入が公的年金のみ
で、次の金額以下の人

▽昭和33年1月2日以後生まれ…

98万円

▽昭和33年1月1日以前生まれ…

148万円

※例外として、遺族年金・障害年金
のみの人は申告が必要です。

④ 右記①②③の人と同世帯で扶養に
入っている人

郵送による申告

① 申告書の送付時に、「郵送申告用
の返信用封筒」(ピンク色)を同封
していますので、ご利用ください。

② 申告書の書き方は、申告書に同封
してある「申告の手引」と「記載例」
をご覧ください。

③ 領収書などの証明書類を提出しな
いと、各種控除の適用が受けられ
ない場合があります。

④ 提出された証明書類は返却しませ
るので、原本が必要な人は写しを
同封してください。

※1月下旬から、申告書と返信用封
筒を南郷事務所と各市民サービス
センターに備え付けます。

申告する際の持ち物リスト

- ① 送付された申告書
(会場にもあります)
- ② 給与や年金の源泉徴収票
- ③ 作成した営業・農業・不動産などの
収支計算書(収入・支出の明細が分
かるもの)
- ④ 令和4年中に支払った国民年金保
険料・国民健康保険税・介護保険料・
後期高齢者医療保険料・生命保険料
(一般生命保険料、個人年金保険料、
介護医療保険料)・地震保険料・損害
保険料・医療費の通知書、領収書、控
除証明書など
- ⑤ 本人または扶養される人が障がい
者などであることを証明するもの(障
害者手帳など)
- ⑥ 申告する人の本人確認ができるも
の(運転免許証・パスポートなど)
- ⑦ マイナンバー確認書類
※申告者本人や扶養親族などの個人番
号(マイナンバー)の記載が必要なた
め、通知カードやマイナンバーカー
ドをお持ちください。また、なりす
ましなどを防ぐため、申告する人の
本人確認を行いますので、マイナン
バーカードを作成していない人は、
運転免許証などの身分証も併せてお
持ちください。
代理で申告する場合は
委任状や代理人の身元
確認書類も必要です。



各種控除

社会保険料控除

令和4年1月～12月に納付した次の保険料(税)は、所得税および市民税・県民税の算定の際、「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。

また、ご家族の分を納めていた場合や、過去に未納や免除となっていた分を令和4年中に納めた場合も、同様に控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際は、保険料(税)の支払いを証明する書類(証明書や領収書など)が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、証明書を紛失した場合は、各担当課へお問い合わせください。

【国民年金保険料】

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書(控除証明書は、日本年金機構から11月上旬に送付済み。10月以降に今年初めて保険料を納付した人には、2月上旬に送付予定)

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料】

▽普通徴収の場合…保険料(税)を納付した領収証書(納付の控えとなつてゐるもの)

▽口座振替の場合…「口座振替済通知書(1月中旬に市から送付予定)

▽公的年金からの特別徴収の場合…「公的年金等の源泉徴収票」(1月下旬に年金保険者から送付予定)

※社会保険料控除の対象となるのは、特別徴収されている本人のみとなります。その他に納付書や口座振替で納付した分の控除を適用するには、申告が必要です。

※障害年金や遺族年金から保険料(税)を特別徴収されている人は、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、納付証明が必要な場合は、各担当課へお問い合わせください。

※保険料(税)の還付がある場合は、還付された額は社会保険料控除の対象となりません。

【証明書の再発行が必要な場合の問い合わせ先】

▽国民年金保険料…八戸年金事務所
☎44-1742(音声案内2番)

▽国民健康保険税…収納課
☎43-9172

▽後期高齢者医療保険料…国保年金課
☎43-9065

▽介護保険料…介護保険課
☎43-9285

配偶者控除および配偶者特別控除

合計所得金額が90万円を超える納税義務者に適用される配偶者控除および配偶者特別控除は、段階的に減額され、合計所得金額が1千万円を超えると、配偶者控除および配偶者特別控除は適用されません。

なお、配偶者特別控除を受けることができる配偶者の合計所得金額は133万円以下です。

寄付金控除を忘れずに

個人が国や地方公共団体などに寄付金・義援金を支出した場合、寄付金額の2千円を超える分について一定限度まで税額控除が受けられます。申告には、寄付金の領収書や受領証明書が必要です。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄付金控除を受けられる仕組み

みですが、確定申告をしないと無効となります。確定申告をする際は、寄付金控除も忘れずに申告してください。



市民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除は、所得税で住宅ローン控除額を控除しきれない場合、市民税・県民税からも控除することができる制度です。

◆令和5年度に対象となる人

▽平成25年から令和4年までに居住開始した人で、確定申告もしくは年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人

◆対象とならない人

▽所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている人
▽平成24年以前に居住開始した人
※平成20年に居住開始した人で、15年間の控除の特例を選択した人は、所得税でのみ控除適用となります。

「セルフメディケーション税制」とは？

医療費控除制度の特例で、特定の成分を含有するOTC医薬品を1年(1月から12月)で一定額以上購入した場合、12,000円を超えた額が所得控除の対象となるものです。医療費控除と同じく、確定申告すると、所得税の一部が還付される、翌年度の住民税の負担が少し軽くなるなどのメリットがあります。

対象のOTC医薬品は
こちらが目印です!



セルフメディケーション

税 控除 対象

- ▽領収書は申告書に添付せず5年間自宅などで保管してください。
- ▽セルフメディケーション税制は要件や必要書類が異なります。

令和4年中に支払った医療費(保険金などで補填される分は除く)が一定額を超えた場合、その超えた金額を所得金額から差し引くことができます。一定額とは、10万円または所得の5%のいずれか少ない方です。

●必要書類 病院や薬局ごとに集計して作成した「医療費控除の明細書」または医療保険者から発行された医療費通知

よくある質問

「収入」と「所得」

Q 「収入」と「所得」、何が違うの？

A

「収入」から必要経費などを引いたものを「所得」といいます。給与所得、公的年金雑所得については、収入から、国が定める一定の計算式による所得控除額を差し引いた額になります。

扶養控除の対象

Q 扶養に入れる所得額は、いくらまで？

A

税金上の扶養に入るためには、所得48万円以下(給与収入の場合103万円以下)という制限があります。これを超えた場合は、扶養に入れませんので、年末調整や申告の前には、所得を確認しましょう。

亡くなった人の市民税・県民税

Q 亡くなった人の市民税・県民税の申告は必要ですか？

A

令和5年1月1日以前に亡くなった人は申告の必要はありません。令和5年1月2日以降に亡くなった人は、申告が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

医療費控除の申告

Q 令和4年中にたくさん医療費がかかったから、医療費控除を申告できる？

A

医療費控除は、市県民税の税額を下げるためのもので、非課税の人は効果がありません。課税される所得がある人は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。様式は、確定申告用のものまたは任意の様式で、医療を受けた人の氏名、病院や薬局などの名称、支払金額、保険金などで補填された金額を記載してください。

なお、令和2年分から、領収書の添付での申告はできなくなりました。

年金所得者の市民税・県民税

Q 収入が年金だけだと申告は必要ない？

A

公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除(医療費控除や社会保険料・生命保険料・地震保険料控除など)を受ける場合は、申告が必要です。

なお、年金収入が一定額以下(7ページの「申告が必要ない人は？」③参照)に該当する人は申告の必要はありません。